

○航空自衛隊航空交通管制実施細則

(登録外報告)

昭和 33 年 10 月 21 日 航空自衛隊達第 45 号

航空幕僚長 空将 佐藤毅

改正 昭和 36 年 6 月 17 日 航空自衛隊達第 37 号

平成元年 3 月 16 日 航空自衛隊達第 25 号

航空自衛隊航空交通管制実施細則を次のように定める。

航空自衛隊航空交通管制実施細則

(目的)

第 1 条 この規則は、航空自衛隊航空交通管制規則（昭和 32 年航空自衛隊達第 50 号、以下「管制規則」という。）に基き、航空自衛隊における航空交通管制を実施するために必要な細部の事項を定めることを目的とする。

(管制員の人員数の最低基準)

飛行場管制所	航空管制技術員航空	1 名	ただし、進入管制業務を行う飛行場管制所については、当該業務に関する技能証明を有する航空管制技術員 1 名を増加する。
	管制専門員	1 名	
着陸誘導管制所	航空管制技術員航空	1 名	
	管制専門員	1 名	
ターミナル・レー ダー管制所	航空管制技術員航空	1 名	
	管制専門員	1 名	

第2条 航空交通管制業務を実施するために必要な人員数の最低基準は、次のとおりとする。

2 前項に定める航空管制技術員は、おおむね2年以上の実務経験を有する航空管制専門員で航空保安管制群司令が承認した者をもって代えることができる。

3 航空保安管制群司令は、管制する航空機の交通量に応じて第1項に定める管制員のうち、航空管制専門員を初級航空管制専門員に代えることができる。

第3条 削除

(管制員の管制業務を行う時間)

第4条 管制規則第下条による管制員の管制業務を行う時間は通常1日につき6時間、1週につき6日とする。

ただし行動時の任務機又は捜索救難機に協力する等のため当該時間の臨時延長を必要とする場合を除き、1日を通じて8時間を超える管制業務を行ってはならない。

2 航空支援集団司令官は管制員に対して通常、管制業務開始前に毎回少くも12時間以上の休養を、1週につき少くとも1回連続24時間以上の休養を与えることに努めるものとする。

附 則

この達は、昭和33年10月21日から施行する。

附 則 (昭和36年6月17日航空自衛隊達第37号抄)

1 この達は、昭和37年7月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月16日航空自衛隊達第25号)

この達は、平成元年3月16日から施行する。